一般社団法人北海道言語聴覚士会代議員等選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条に基づき、代議員及び予備代議員(以下「代議員等」という)の選出を 円滑に行うために定めるものとする。

(定義)

- 第2条 代議員とは、本会正会員からの委任に基づき選任されたものであり、正会員等を代表して本会 の社員となり議決を行うものをいう。
 - 2 予備代議員とは補欠の代議員をいい、代議員に欠員がでた場合に繰り上げ当選されるものをいう。

(選出方法)

第3条 道南支部(渡島総合振興局・檜山振興局)、日胆支部(日高振興局・胆振総合振興局)、道央支部(石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局)、道北支部(留萌振興局・上川総合振興局・ 宗谷総合振興局)、道東支部(オホーツク総合振興局)、十勝支部(十勝総合振興局)、釧根支部(釧路総合振興局・根室振興局)の支部ごとの正会員から選出される。

(定数)

- 第4条 代議員定数は14名とする。
 - 2 各支部の代議員数の定数は2名とする。
 - 3 予備代議員の定数は14名とし、各支部2名とする。

(任期)

第5条 代議員等の任期は、選任の2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の 終結の時までとする。

(選挙の時期)

第6条 本会正会員は、定款及びこの規程に定めるところにおいて、現任の代議員等の任期が終了する 日までに次期代議員等の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第7条 選挙人は、2月1日現在での正会員で選挙名簿を作成する。ただし、作成時点において会費が 2年間納入されていない正会員は除外される。

(被選挙人の資格)

- 第8条 代議員等の被選挙人は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 代議員等を選出する年の1月1日までに正会員として承認され、会費が納入されていること
 - (2) 代議員等を選出する日においても正会員であること

(3)被選挙人は、代議員等が正会員から総会における議決を委任されたものであり、正会員の意向を本会の運営に反映する責務を負うことから、当該被選挙人が所属する地区の正会員でなければならない

(代議員の位置づけ)

第9条 代議員等は、第3条で定めた地区を単位に本会正会員から選出されるものであることから、地区の正会員の意見を等しく反映できる立場の正会員であることが望まれる。

(選挙の告示)

- 第 10 条 別に定める選挙管理委員会(以下「委員会」という)は、代議員等の任期満了となる日の概ね 2 ヶ月前までに代議員立候補受付のための公示を行わなければならない。
 - (1) 立候補受付期間(14日間)
 - (2) 投票日
 - (3) 投票受付期間(投票日から起算して7日間)
 - (4) 開票日(投票日から30日以内)
 - (5) その他必要事項

(立候補手続)

- 第 11 条 代議員等になろうと立候補するものは、立候補受付期間内に次に掲げる書類を選挙管理委員会に届け出るものとする。
 - (1) 代議員立候補届
 - (2) 予備代議員立候補届
 - 2 前項の届出は、立候補受付期間に必着とするが、電子立候補届けをしている場合は立候補受付期間最終日の消印があるものは有効とする。
 - 3 立候補において、支部長の推薦が必要である。
 - 4 推薦者5名は本会の正会員である。ただし立候補者及びその立候補者の推薦者は、他の立候補者の推薦者になることはできない。同一推薦者は代議員と予備代議員それぞれ1人まで推薦できる。
 - 5 立候補者が定数に満たない場合は、支部長に対して、不足する代議員および予備代議員数を対象に候補者の依頼をするものとする。
 - 6 前項の場合にあっては、当該支部長は速やかに候補者の同意を得て選出し、立候補受付期間後 1週間以内に委員会へ立候補届の提出を行う。

(選挙公報)

- 第 12 条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の 14 日以上前にホームページへの掲載等の方法で 公示する。
 - (1)代議員の立候補者の氏名、略歴、立候補の趣旨、所属先、所属支部、推薦支部長氏名、推薦者氏名(5名)を公示する。
 - (2) その他必要事項(選挙方法等)
 - 2 選挙(告示・公示・投開票)は、次期総会開催日の30日前までに完了しなければならない。

(投票及び開票)

- 第13条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。
 - 2 立候補者の氏名が列挙されたページに定数と同数又は、定数より少ない数に印をして投票する。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合は無効票とする。なお、各号に該当しないものは、委員 会で判断する。
 - (1) 印が定数より多いもの
 - 4 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、委員会が選任した立会人を置くことができる。 立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

(当選者の決定)

- 第14条 当選者は、有効投票の最多数を得た者から順次定める。最終順位当選者の得票が同数の場合 は、委員会が抽選で当選者を決める。
 - 2 立候補者が定数と同数の場合は、その地区の立候補者全員について無投票当選とする。

(選挙結果の公表)

第15条 選挙結果については、委員会が公表する。

(当選証書の発行)

第16条 選挙管理委員長は、開票終了後速やかに当選証書を発行する。当選証書の発行をもって代議 員選挙は終了とする。

(代議員等の資格)

第17条 その支部の正会員でなくなったとき、理事、監事または選挙管理委員に立候補したときに代 議員等は、その資格を失う。

(欠員の取り扱い)

第18条 代議員に欠員が生じた場合は、予備代議員がこれを補うことができる。

(改廃)

第19条 この規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

(補則)

第20条 定款及び本規程に定めるもののほか、代議員の選出について必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、令和2年2月21日より施行する。

代議員立候補届

年 月 日

一般社団法人北海道言語聴覚士会 選挙管理委員会 御中

				選	挙支部	:		
				氏	名	:		
この度、	年度	の代議員選挙に立	:候補いた)	したく	、下記(の通り届	け出ます。	
			2					
代議員候補者								
1. 立候補者氏名								
2. 生年月日及び年齢			年	月	日	(満	歳)	
3. 会員番号								
4. 所属機関名								
5.電話及び E-Mail		$\overline{ ext{TEL}}$:	()			
(携帯アドレス不可)		<u>E-Mail</u> :						
立候補の趣旨】								
立候補者の略歴等】								
支部長推薦								
支部長氏名及び会員番号	7				No.			
推薦者名簿								
推薦者氏名及び会員番号					No.			
推薦者氏名及び会員番号		-			No.		<u>—</u>	
. 推薦者氏名及び会員番号					No.		_	
推薦者氏名及び会員番号推薦者氏名及び会員番号					No.		<u>—</u>	
- JE	7			記載場				
		送子 受付委員:	日性女只女	中人中人们		※欄 丶		

予備代議員立候補届

年 月 日

一般社団法人北海道言語聴覚士会 選挙管理委員会 御中

					🏂 支部:		
				氏	名:		
この度、	年度の代議員選	異挙に立候	補いたし	たく、	下記の	通り届	け出ます。
	1 2 - 1 44325		1113 - 7 - 0	,	1 40	, с. у /ш	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		記					
予備代議員候補者							
1. 立候補者氏名							
2. 生年月日及び年齢			年	月	日	(満	歳)_
3. 会員番号							
4. 所属機関名				`			
5. 電話及び E-Mail		<u>L : </u>	()			
(携帯アドレス不可) 立候補の趣旨】	<u>E-N</u>	Mail :					
立候補者の略歴等】							
支部長氏名及び会員番号					No.		
支部長氏名及び会員番号 推薦者名簿							_
支部長氏名及び会員番号 推薦者名簿 推薦者氏名及び会員番号					No.		_
支部長氏名及び会員番号 推薦者名簿 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号					No.		
支部長氏名及び会員番号 推薦者名簿 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号					No. No.		
支部長氏名及び会員番号 推薦者名簿 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号					No. No. No.		
推薦者名簿 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号 . 推薦者氏名及び会員番号		選挙管理	□ ♣ ₽ ∧	明祖华广东	No. No.		